

令和8年度 初任者研修実施要項（小・中・義務教育学校）

岐阜県教育委員会

1 ねらい

教職の基礎形成を図るため、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を習得する。

2 対象

初任者研修の対象は、原則として令和8年度に採用された小学校、中学校及び義務教育学校の教諭（以下「初任者」という）とする。

3 研修内容

- (1) 初任者は、原則として、学級及び教科等を担当しながら、研修を受ける。
- (2) 初任者は、校内において拠点校指導教員や校内指導教員を中心とする指導及び助言による研修（以下「校内研修」という）を受ける。
 - ① 週5時間程度、年間150時間（※150時間を下回らない）の研修を受ける。
 - ・教職大学院を修了した初任者は、週3時間程度、年間90時間（※90時間を下回らない）の研修を受ける。
 - ・新規常勤講師研修を修了した初任者は、週4時間程度、年間120時間（※120時間を下回らない）の研修を受ける。
 - ② 校内における具体的実践に基づいて、学習指導や学級経営等の研修を受ける。
- (3) 初任者は、校外において総合教育センター、教育事務所、市町村（組合）教育委員会が主催する研修（以下「校外研修」という）を受ける。
 - ① 年間14日以上の研修を受ける。（総合教育センター主催5日、教育事務所主催7日、市町村（組合）教育委員会主催2日以上）
 - ② 教育活動の基礎・基本や実践的な研修を受ける。

4 年間研修計画

- (1) 県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会は、それぞれ年間研修計画を作成する。
- (2) 県教育委員会は、年間研修計画において、校内における拠点校指導教員や校内指導教員を中心とする指導及び助言による研修、校外における研修の内容及び時期その他必要な事項を定める。
- (3) 市町村（組合）教育委員会は、県教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、地域の実情に配慮して当該市町村（組合）教育委員会における年間研修計画を作成する。
 - ① 2日のうち、1日を「地域における豊かな社会性を育む研修」として位置付け、人とのふれあいなどのある企業や公共施設等での体験的な研修とする。
 - ② 普通救命講習については、実施していない学校がある場合は必ず実施する。
- (4) 校長は、県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、校内組織や校区の状況等の学校の実情に配慮し、拠点校指導教員や校内指導教員の参画を得て、学校における年間指導計画を作成する。

5 校内における年間指導計画作成に当たっての留意点

- (1) 年間指導計画においては、校外における研修との関連に配慮して、校内研修の項目及び時期その他必要な事項を定める。なお、拠点校指導教員や校内指導教員を中心とする指導及び助言による研修が円滑に実施できるよう、研修時間については、初任者の負担軽減に配慮し、できる限り週時程に組み入れる。

(2) 学校内の他の研修との関連を図り、研修が円滑に行われるように配慮する。特に、初任者が校外研修に出張する際、授業が毎回自習の時間となったり、担任の初任者が学校行事を欠席しなければならない状況になつたりしないように配慮する。

(3) 研修内容については、以下の点に注意し、初任者の実態に応じたものにする。

- ・週時程に位置付く研修（般、研、示、授）を基にして計画し、特に拠点校指導教員や校内指導教員等の示範授業は、30時間〔教職大学院修了者20時間〕以上を確保する。

- ・新規常勤講師研修修了者は、示範授業を受講済みであるが、本人と学校の希望により受講可とする。

- ・全体の3分の2（100時間〔教職大学院修了者60時間〕＜新規常勤講師研修修了者70時間＞）程度（下回らない）を学習指導（教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動等）、3分の1（50時間〔教職大学院修了者30時間〕＜新規常勤講師研修修了者50時間＞）程度（下回らない）を学級経営等の一般指導（学級経営、生徒指導、基礎的素養等）として、初任者の実態に応じたものにするのが望ましい。

校内研修…（〔 〕内は教職大学院修了者、< >内は新規常勤講師研修修了者）

	学習指導【全体の2/3程度】	一般指導【全体の1/3程度】
時間	100時間程度〔60時間程度〕 <70時間程度>	50時間程度〔30時間程度〕 <50時間程度>
内容	示範授業 30時間以上〔20時間以上〕 <※受講済> (前期に多く位置付ける。) 研究授業 授業研究（示範授業、研究授業と同一日設定が望ましい。)	※「文書・会計の扱いに関する研修」を必ず位置付ける。

- ・「示範授業」と「示範授業の授業者との懇談（授業研究）」は、同一日に設定することが望ましい。また、「示範授業」については、前期に多く位置付け、学級経営や授業の理想モデル等を形成できるよう研修計画を工夫する。

(4) 修学旅行や宿泊研修等の当日の引率指導の全時間や学校行事等の時間を初任者研修の時間としてはカウントしない。

(5) 初任者の校外研修に係る後補充のための非常勤講師について、初任者の校外研修に係る授業の後補充に充てるなど各学校で工夫して適切な運用ができるように計画をする。

(6) 校内研修について、2月末をもって研修が完了するよう、年間の見通しを立て計画的に学校のカレンダーに位置付ける。

(7) 中学校等において、校内に初任者と同じ教科の免許をもつ教員がない場合は、他校の教員に指導を受けることができるようにするなど、教科の指導力の育成に配慮する。

6 校内の研修体制

(1) 校長は、拠点校指導教員や校内指導教員を中心とした学校全体としての協力体制を確立するとともに、これを学校運営機構に初任者研修推進委員会として位置付ける。尚、初任者研修推進委員会は、校長、副校長、教頭、教務主任、学年主任、拠点校指導教員、校内指導教員等で構成する。

(2) 初任者研修推進委員会では、年間指導計画の作成、実施上の調整、点検、評価、改善等を行う。特に拠点校指導教員と校内指導教員は連携を密にし、初任者に対する指導の役割や内容についての調整等を行う。

(3) 校長は、拠点校指導教員及び校内指導教員を中心とした初任者に対する指導及び助言が円滑に実施できるようにするため、校内指導教員や初任者の担当授業時数及び校務分掌等を軽減する。

- (4) 校長は、初任者が研修を受ける間、初任者、校内指導教員等の授業がその他の教員によって、適切に行われるよう配慮する。
- (5) 校長、副校長及び教頭は、年間指導計画に従い、研修項目に応じて、初任者の指導及び助言を行う。
- (6) 拠点校指導教員及び校内指導教員等は、校長及び教頭の指導の下に、年間指導計画に従い、初任者に対して指導及び助言を行う。
- (7) 拠点校指導教員及び校内指導教員以外の教員は、校長、副校長及び教頭の指導の下に、年間指導計画に従い、拠点校指導教員及び校内指導教員と連携しつつ、拠点校指導教員及び校内指導教員の職務を補充して、初任者の指導及び助言を行う。
- (8) 拠点校指導教員及び校内指導教員は、校長、副校長、教頭及び指導教員以外の教員による初任者に対する指導及び助言の状況を把握し、年間を通して、系統的、組織的な研修を進める。

7 校外の研修体制

- (1) 総合教育センターが実施する研修は、県教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、教育研修課が担当し、総合教育センター等で行う。
- (2) 教育事務所が実施する研修は、県教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、各教育事務所が担当し、各地域の実情に配慮して行う。
- (3) 市町村（組合）教育委員会が実施する研修は、市町村（組合）教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、市町村（組合）教育委員会の実情に応じて行う。
- (4) 連携校研修は、チーム方式該当校の拠点校指導教員が担当する初任者全員の研修の企画、実施、研修成果のまとめ等について、実態に応じて指導・助言を行い、実施する。

8 拠点校指導教員

初任者6人につき1人の拠点校指導教員を加配配置する。市町村（組合）教育委員会は、教員のうちから拠点校指導教員を命じる。校長は、拠点校指導教員のサービスを監督する。拠点校指導教員は、原則として初任者が属する校種と同校種の教員免許を有する者とする。

9 校内指導教員

校長は、副校長、教頭、教諭、講師のうちから校内指導教員を命じる。

10 後補充のための非常勤講師（会計年度任用職員）

県教育委員会は、初任者の校外及び校内研修により生ずる授業の後補充のため、必要となる非常勤講師を任命し、市町村（組合）教育委員会の求めに応じて、市町村（組合）教育委員会に派遣する。

11 校長等連絡協議会・指導教員等連絡協議会

教育事務所は、初任者研修を円滑かつ効果的に実施するため、管内の実情に応じて、校長等連絡協議会を原則年1回、指導教員等連絡協議会を原則年2回、開催する。この協議会には校長、拠点校指導教員及び校内指導教員が参加する。

12 年間指導計画書及び指導報告書等

- (1) 校長は、当該学校における年間指導計画書及び指導報告書をその学校を所管する市町村（組合）教育委員会に提出する。保存期間は5年とする。なお「学級経営簿（週案簿）」についてはこの限りではない。
- (2) 市町村（組合）教育委員会は、所轄する当該学校の年間研修計画書及び研修報告書を各教育事務所に提出する。その際、市町村（組合）教育委員会は、(1)の年間指導計画書及び指導報告書を添付する。

13 計画書及び報告書の提出について

初任者研修の実施に当たり、研修計画書及び研修報告書等を作成の上、下記一覧表のとおり提出する。

※関係学校から、市町村（組合）教育委員会への提出部数は全て3部（市町村（組合）教委用・教育事務所用・教育研修課用）

※市町村（組合）教育委員会から、教育事務所への提出部数は全て2部（教育事務所用・教育研修課用）

※教育事務所から、教育研修課への提出部数は全て1部（教育研修課用）

※提出期限は、以下のとおりとする。

	市町村（組合）教育委員会	教育事務所	教育研修課
① 計画書	令和8年 月 日（ ）	令和8年 月 日（ ）	令和8年6月16日（火）
② 報告書	令和9年 月 日（ ）	令和9年 月 日（ ）	令和9年3月12日（金）

	提出元	提出先	文書名	部数
計画書	関係学校	市町村（組合） 教育委員会	<input type="checkbox"/> （様式1）初任者研修年間指導計画書 <input type="checkbox"/> （様式2）初任者研修指導時間の関連一覧表 <input type="checkbox"/> （様式3）校内研修の年間研修計画	各3部
	関係学校		<input type="checkbox"/> （様式8）連携校研修計画書	
	市町村（組合） 教育委員会	教育事務所	<input type="checkbox"/> （様式1）・（様式2）・（様式3）・（様式8） <input type="checkbox"/> （様式5）初任者研修年間研修計画書	各2部
	教育事務所	教育研修課	<input type="checkbox"/> （様式1）・（様式2）・（様式3）・（様式5）・（様式8） <input type="checkbox"/> 初任者研修実施計画書 <input type="checkbox"/> 校長等連絡協議会実施計画書 <input type="checkbox"/> 初任者及び指導教員等の名簿	各1部
報告書	関係学校	市町村（組合） 教育委員会	<当該年度分> <input type="checkbox"/> （様式4）初任者研修年間指導報告書 ・（様式1）を基に変更・作成する。（詳細は指導者用手引きp.22参照） <input type="checkbox"/> （様式3）校内研修の年間研修報告 ・（様式3）を基に作成 <input type="checkbox"/> （別記様式第12号）非常勤講師勤務実績簿年間分写し <input type="checkbox"/> 校外研修記録カード写し <input type="checkbox"/> 自己評価票写し 〔教育事務所の指示による提出〕 <input type="checkbox"/> （様式7）研修・指導の記録	各3部
	関係学校		<input type="checkbox"/> （様式9）連携校研修報告書	
	市町村（組合） 教育委員会	教育事務所	<input type="checkbox"/> （様式4）・（様式3）・（別記様式第12号）・（様式9） ・校外研修記録カード写し・自己評価票写し ・〔教育事務所の指示による提出〕（様式7） <input type="checkbox"/> （様式6）初任者研修年間研修報告書	各2部
	教育事務所	教育研修課	<input type="checkbox"/> （様式4）・（様式3）・（別記様式第12号）・（様式9） ・校外研修記録カード写し・自己評価票写し ・（様式6）初任者研修年間研修報告書 <input type="checkbox"/> 初任者研修実施報告書 <input type="checkbox"/> 校長等連絡協議会実施報告書	各1部

初任者研修を円滑に進めるために

1 拠点校指導教員

(1) 拠点校指導教員の職務

- ①拠点校指導教員は、校内指導教員と連携をとりながら、各学校の初任者を含む若手教員の指導・助言だけでなく、それ以外の幅広い経験層の教員育成について指導・助言を行う。
また、各学校のOJTが活性化するように指導・助言を行う。
- ②拠点校指導教員は、校内指導教員と連携をとりながら、年間指導計画に基づき、初任者に対し学習指導の基礎・基本や学級経営、生徒指導、基礎的素養等に関する指導・助言を1人につき、週2時間程度行う。また、指導状況を必ずファイル等に記録し保存する。
- ③拠点校指導教員は、初任者が教科及び領域等の実践的指導力を高められるよう、研修の企画、実施、研修成果のまとめ等について、実態等に基づいて指導・助言を行う。

(2) 拠点校指導教員の勤務

週時程の計画に研修時間として位置付いていない時間（空き時間等）は、指導の準備や点検作業のみならず、自主的に初任者の授業を参観したり、朝の会や帰りの会の指導の様子を参観（初任者が担任をもっていない場合は、他の教諭の学級と一緒に参観）したりするなど、指導に生かすことができる有効な時間の活用を努める。

拠点校指導教員の本務校、兼務校への勤務は、年間を通じて勤務計画に基づくことを原則とする。ただし、必要と認められる場合は、勤務先を変更することができる。

(3) 拠点校指導教員と校務分掌、授業

拠点校指導教員は、初任者を含む若手教員等への指導・助言に専念するため、原則として他の校務分掌を充てないようにする。また、示範授業以外の授業は原則として担当しないこととする。

2 校内指導教員

(1) 校内指導教員の職務

- ①校内指導教員は、他の教員の協力を得ながら、年間指導計画に基づき、初任者に対し教科指導に関する指導や、学校の児童生徒の実態に応じた学級経営、生徒指導等に関する指導・助言を行う。1人の初任者につき、他の教員の協力も得ながら週3時間程度の指導を行う（教職大学院を修了した初任者の場合は、週1時間程度の校内研修の時間を組み入れる）。また、指導状況を必ずファイル等に記録し保存する。
- ②校内指導教員は、拠点校指導教員と連携をとりながら、各学校の初任者の指導・助言だけでなく、それ以外の幅広い経験層の教員育成又は、各学校のOJTが活性化するように、メンターチームの支援、研修リーダーへの指導・助言を行う。
- ③校内研修としてメンター会議を実施する場合は、同席する。

(2) 校内指導教員と校務分掌、授業

校内指導教員は、初任者を含む若手教員等への指導・助言に当たることを踏まえ、校務分掌や授業の持ち時間数等で負担過重にならないよう、十分に配慮することとする。

3 後補充のための非常勤講師（会計年度任用職員）

(1) 初任者の校外研修に係る後補充のための非常勤講師

①職務

- ・校外研修に伴い初任者の授業の後補充を行う。つまり、校外研修によりできない授業を代わって担当する。

②配置と勤務時間

- ・必要に応じ1人の非常勤講師を配置することができる。

- ・非常勤講師の勤務時間の上限は、1日7時間、年間98時間とする。
- ・年間98時間には、「準備等」の時間も含むが、その合計時数が、「授業」の1/3を超えないようにする。

(2) 初任者の校内研修に係る後補充のための非常勤講師

①対象

- ・小学校等に勤務する初任者の新規学卒者（大学院及び教職大学院修了者も含む）

②職務

- ・指導教員（研修を担当する他の教員を含む）及び初任者の後補充を行う。つまり、校内研修によりできない授業を代わって担当する。
- ・非常勤講師を、指導教員に充てることはできない。
- ・非常勤講師は、自身の専門性を発揮し、教科等の授業を担当する。つまり、教科担任という位置付けではなく、指導教員（研修を担当する他の教員を含む）及び初任者の後補充として、授業を担当する。

③配置と勤務時間

- ・1人の小学校等勤務新規学卒者（大学院及び教職大学院修了者も含む）に対して、1人の非常勤講師を配置する。
- ・小学校等勤務新規学卒者（大学新卒者・大学院修了者）に配置される非常勤講師の勤務時間の上限は、1週5時間、年間175時間とする。
- ・小学校等勤務新規学卒者（教職大学院修了者）に配置される非常勤講師の上限は、1週3時間、年間105時間とする。
- ・勤務時間上限の175時間、105時間には「準備等」の時間も含むが、その合計時数が「授業」の1/4を超えないようにする。

④配慮事項

- ・非常勤講師を、学級担任に充てない。

4 初任者

(1) 初任者の担任及び担当について

- ①初任者は、特別支援学級を担当することがないようにする。
- ②初任者は、免許外教科（T2としての配置も含む）を担当することがないようにする。
- ③校内研修及び校外研修の時間などを考慮し、初任者を部活動の主たる顧問に位置付けないようにする。

(2) 初任者の授業持ち時間数

- ①初任者の負担過重にならないよう、授業の持ち時間数や校務分掌の軽減を図る。
- ②1週の授業の持ち時間数は、小学校等では21時間まで、中学校等では18時間までとする。ただし、新規常勤講師研修を修了した初任者の場合は、校内研修が週4時間程度、教職大学院を修了した初任者の場合は、校内研修が週3時間程度であるため、この限りではない。

5 拠点校指導教員、校内指導教員を除く他の教員

(1) 初任者への指導

拠点校指導教員、校内指導教員を除く他の教員は、初任者研修の年間指導計画に基づいて、校内指導教員との連携をとり、初任者に対し学習指導や学級経営等の指導及び助言に当たる。

(2) 参観授業

年間指導計画に基づいて、初任者の授業参観を受け入れる。

6 時間割編成上の留意事項

- ① 拠点校指導教員による指導日（曜日）を該当校で調整する。
- ② 初任者が学級担任の場合、初任者の校外研修の該当日から、学級活動、特別の教科道徳を除外する。
- ③ 拠点校指導教員及び校内指導教員と初任者の研修時間が必ず合うように位置付ける。
- ④ 小学校等勤務新規学卒者（大学院及び教職大学院修了者も含む）について「初任者の校内研修に係る非常勤講師が行う授業時間」と「初任者の校内研修」の時間が必ず合うように位置付ける。つまり、校内研修に係る非常勤講師が、初任者等に代わって授業を行っているときは、必ず校内初任者研修が位置付くようにすること。
- ⑤ 週時程に5時間程度の校内研修の時間を組み入れる。ただし、新規常勤講師研修を修了した初任者の場合は、週時程に4時間程度、教職大学院を修了した初任者の場合は、週時程に3時間程度の校内研修の時間を組み入れる。
- ⑥ 初任者が複数配置されている場合も、初任者一人一人に応じた研修となるように配慮する。